

令和4年9月9日

〒220-8138

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー38階

株式会社エクシオジャパン

代表取締役 佐伯 猛 殿

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 F A X：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）13：00～16：00】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝

（申入担当者 弁護士 今井悠人）

（電話 0956-59-7986）



## ご 連 絡

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社におかれては、当法人からの申入れに対し、真摯にご対応くださいますようお願い申し上げます。

当法人からの申入れを受諾していただいた点については何よりですが、申入れを受諾していただけなかった点については、以下のとおり当法人の見解を申し上げますので、ご再考くださいますようお願い申し上げます。

### 1 婚活パーティーのキャンセル料について

- (1) 定価を超えるキャンセル料が発生する仕組みは改善されてよかったと思います。
- (2) 他方、婚活パーティーの4日前の午後8時以降のキャンセルに対して定価の100%のキャンセル料が発生する仕組みについては、当法人の申入れを受諾していただけませんでした。

貴社は、その理由として、第1に、スタッフの確保及び開催会場の確保のための費用が発生することを挙げています。しかし、それらの費用は、婚活パーティーを開催することに伴い当然に発生する必要経費であり、参加者がキャンセルしたことにより発生する損害ではないと考えます。また、貴社の場合、4日前の午後8時以降も参加申込みを受け付けていますので、4日前の午後8時

の時点でも、他の参加申込みによりキャンセル分を埋め合わせるができる可能性は残されていると考えられます。

貴社は、第2の理由として、参加人数の確保及び男女のバランスがキャンセルにより変異することは大きな損失であることを挙げています。婚活パーティーの開催に当たり、それらの2点が重要であることは否定いたしません、前述のとおり、貴社の場合、4日前の午後8時以降も参加申込みを受け付けていますので、新たな参加申込みにより参加人数及び男女のバランスを確保できる可能性は残されています。また、損害として把握するためには、金銭的な評価がなされる必要がありますが、参加人数の確保及び男女のバランスの変異を金銭的に評価するのは難しいのではないかと考えます。

貴社は、第3の理由として、東証プライム市場に上場する同業他社も貴社と同様にキャンセル期限を数日前に設定していることを挙げています。当該同業他社がどのような事情でキャンセル期限（ないしキャンセル料）を設定しているのかは現時点では定かではありませんが、当該同業他社のウェブサイトを見ると、「万が一異性の人数が最小開催人数を下回った場合、次回パーティーの参加費を全額保証いたします。」との記載があるパーティーもあります。当該規定が適用される場合には、キャンセルにより予定していた男女バランスに変異が生じたときは、参加者に次回のパーティーに無償で参加することを認めることになるため、その場合には、金銭的に評価可能な損害の発生を観念する余地もあるのではないかと思料いたします。この点が、貴社の場合とは異なるものと考えられます。

以上のことから、4日前の午後8時以降のキャンセルに対して定価の100%のキャンセル料が発生する仕組みについても、やはり見直しを検討していただきたく存じます。

## 2 アフターフォローサービスのキャンセル料について

- (1) オンラインでの申込み（料金2500円）についてのキャンセル料が料金を超える3000円と設定されていた点については、改善されてよかったと思います。
- (2) 他方、アフターフォローサービスのキャンセルに対して料金の100%のキャンセル料が発生する仕組み自体は残されることとなりました。貴社は、その理由として、アフターフォローサービスのキャンセルに関しては、全てのご依頼に対して同じ人的な工数が発生することを挙げています。このことに関しては、その可否を当法人においても検討したく存じますので、アフターフォローサービスの申込みに対して発生する人的な工数を、具体的にご説明いただけないでしょうか。

### 3 事務手数料について

事前振込み又はクレジットカード決済により参加費を支払ったパーティーのキャンセルがあった場合に、事務手数料1000円を控除するのではなく、実費費用となる振込手数料のみ控除して返金することについては、応諾いたします。

### 4 振込手数料の支払義務の免除について

貴社のご回答では、前払い制のパーティーが中止になった場合に参加者が負担した振込手数料の支払をしない旨の下記の記載については、令和4年6月12日までに削除していただけたとのことでしたが、現在のところ、貴社ウェブサイト上には当該記載が残されたままとなっています。他の記載と同様、早期に変更してくださいようお願い申し上げます（なお、本書と行き違いにご対応いただきました場合にはご容赦ください）。

万が一、前払い振込制のパーティーにおいてパーティーが中止となってしまった場合は、振込金額のみご返金となります。（振込手数料の返金対応は致しかねます。）
---

### 5 参加者に帰責事由がある場合に限定されることの明記について

貴社のご回答では、参加者に帰責事由がある場合に限りキャンセル料関係の規律が適用されることを明記していただけたとのことでしたが、貴社ウェブサイト上、当法人が変更を提案した部分は、現在のところ、変更されないままとなっています。他の記載と同様、早期に変更してくださいようお願い申し上げます（なお、行き違いにご対応いただきました場合にはご容赦ください）。

敬具